

# 野田警察署への高齢者名簿の提供にあたり 自己の個人情報の掲載を 拒否する権利を求める陳情

(陳情趣旨)

## 1. 要点

「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引き」によれば、「同条例は『自己の個人情報の流れを自ら管理する（自己情報のコントロール）』という現代的、積極的なプライバシーの保護を目指すものである。」としています。そして、その運用にあたっては、この意義を十分に認識しなければならないとしています。

一方、野田市では野田警察署からの要請に基づいて、65歳以上の全高齢者4万人あまりの氏名・住所・電話番号・性別などの個人情報をリスト化し、対象の市民に一切知らせず、また拒否する権利を与えないまま平成24年度から高齢者名簿として毎年提供しています。

## 2. 陳情の理由

市民が自己の個人情報の流れを自ら管理するためには、どのような個人情報がどこに提供されているのか知り、またそれを拒否できることが必要です。

野田警察署への高齢者名簿提供事務の例で考えれば、本来、その様な要請があった場合には、市民自らが自己の個人情報の掲載について拒否することを認めるべきと考えます。

そこで以下の陳情をします。

